

議案第 4 号

教育長専決規程を廃止する訓令について

教育長専決規程を廃止する訓令を別紙のとおり定める。

平成27年3月11日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

教 育 庁

教育長専決規程を廃止する訓令

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

課名 教育庁総務課

1 件名

教育長専決規程を廃止する訓令

2 経緯及び必要性

- (1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第76号)が平成27年4月1日に施行されることに伴い、改正後の第25条第3号の規定に基づき、教育長に委任した事務等について、教育委員会に報告する事項について、教育委員会規則に定める必要がある。
- (2) 教育委員会における意思決定に係るデュー・プロセス(法に基づく適正手続き)を明確化するため、教育委員会会議において議決すべき事項を明確に規定するほか、関係規則等の整理統合を行う必要がある。
- (3) 教育委員会会議において、教育課題等に関する協議の時間を確保する観点から、議決事項から決裁的事項に係る事項を減らし、教育長に委任等を行う必要がある。
- (4) 以上のことから、「沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則」(昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号)及び「教育長専決規程」(昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号)を整理統合し、新たに「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」として制定する。
- (5) 同規則の制定に伴い、「教育長専決規程」を廃止する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教育長専決規程(昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号)を廃止する。
- (2) この訓令は平成27年4月1日から施行する。

4 添付資料

- (1) 現行規定

(参考・現行規定)

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に専決させる事項を定めるものとする。

(専決事項)

第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項以外の人事に関すること。

ア 次の(7)から(イ)までに掲げる職の職員の任免

(7) 沖縄県教育庁の教育管理統括監、教育指導統括監、課長及び所長並びにこれらの職に相当する職

(イ) 学校以外の教育機関の長、教職研修総括、学校支援総括及び副参事

(ウ) 県立学校の校長及び事務長（沖縄県教育庁の課長相当以上に限る。）

(イ) 市町村立学校の校長

イ 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関並びに県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の職員の懲戒

(2) 教育委員会の訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）並びに告示の制定及び改廃（特に重要な告示の制定及び改廃を除く。）を行うこと。

(3) 教育職員免許状に関すること。

(4) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。

(6) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。

(7) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。

(8) 請願又は陳情に関すること。

(9) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。

(10) 教育委員会の表彰に関すること。

(11) 教育に関する行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）すること。

(12) 教育委員会が行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定（候補者の選定を含む。）に関すること。

(13) 教育委員会の指令、達等を発すること。

(重要又は異例事項の付議)

第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず、その専決事項に関し、重要又は異例と認められる場合は、これを教育委員会に付議しなければならない。